様式第１号（第３条第１項関係）　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

弘前市園地継承円滑化システム登録申込書

弘前市長 様

農地を園地継承円滑化システムに登録したいので、下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者  (農地所有者・世帯員等) | ふりがな |  |
| 氏　　名 | 印 |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| (携帯電話) |  |
| 登録を希望する園地 | | 様式第２号のとおり |
| 確認事項 | 該当する項目にチェック(☑)してください。  □　登録する園地が共有名義である（相続登記が完了していない場合を含む）。  　⇒売買時、共有者（相続人）全員の同意が得られる見込みが、  □ある　□ない  　⇒貸借時、1/2超の持分の共有者（相続人）の同意が得られる見込みが、  □ある　□ない | |
| 同意事項 | 以下の事項に同意します。  ※登録するためには全ての項目にチェック(☑)が必要です。  □　この申込書に記載された情報を関係機関（市、市農業委員会等）で共有  することに同意します。  □　この申込書に記載された園地の情報を公開することに同意します。  □　登録を希望する園地の受け手（借り手、買い手）希望者に対し、以下の  申込者の個人情報を提供することに同意します。  　　　①氏名　②住所　③電話番号  □　園地継承円滑化システムへの登録により流動化がなされたとしても、一定の要件※を満たさなければ奨励金（４万円/10a）の対象とならないことを承知しています。  　　※園地継承円滑化システムに登録された樹園地を受け手が10a以上取得又は借受けし、かつ50a以上（自作地も含む）樹園地の集約を行うこと。ただし、貸借の場合は、農地中間管理事業を活用の上、10年以上の貸借期間で借受けした場合に限る。 | |

※売買・貸借が成立した際は、別途農業委員会への手続きが必要です。

※受け手が見つかるまでは、登録園地については耕作を継続する必要がありますが、諸事情により耕作できなくなった場合は、下記担当までご相談ください。

担当：弘前市農林部農政課農地支援係

電話：０１７２－４０－０６５６